

平素より岡山県及び美咲町の行政推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。本号では、11月26日に開催した内水対策説明会の内容をお伝えします(裏面参照)。



### 内水対策計画の変更を提案しました

飯岡地区の内水対策につきましては、令和3年9月の説明会で排水能力 $1.7\text{m}^3/\text{s}$ のポンプを設置する計画をお示したところ、「停電などでポンプ機能が停止する不安がある」などのご意見をいただいたことから、県及び町では、住民の皆様により安心いただける計画となるよう検討を進めてまいりました。

このたび、ポンプと遊水地を併用する計画への変更を提案させていただき、飯岡地区においてご検討いただくことになりました。

#### 【現計画】排水能力 $1.7\text{m}^3/\text{s}$ のポンプ



#### 【変更計画】容量 $48,000\text{m}^3$ 程度の遊水地 + 排水能力 $0.6\text{m}^3/\text{s}$ 程度のポンプ

※数値は概数であり、今後変更になることがあります。

なお、このたびの変更計画立案にあたり、前提となる検討条件(宅地を浸水させないようにするなど)は現計画と変わっておりません。

### 内水対策計画変更によるメリット・デメリット

変更計画には、次のようなメリット・デメリットがあります。

#### [メリット]

現計画では、万一ポンプが機能不全に陥った際、新田に溜まる内水が県道を超える計算結果となっていました。変更計画では、遊水地が水位低下機能を発揮し、内水は県道を超えません。遊水地の建設によりポンプ機能停止時のリスクは大幅に軽減されます。

#### [デメリット]

現計画に比べ、遊水地を建設するために皆様の貴重な土地をより多くお譲りしていただく必要があります。

### 内水対策説明会資料の配布

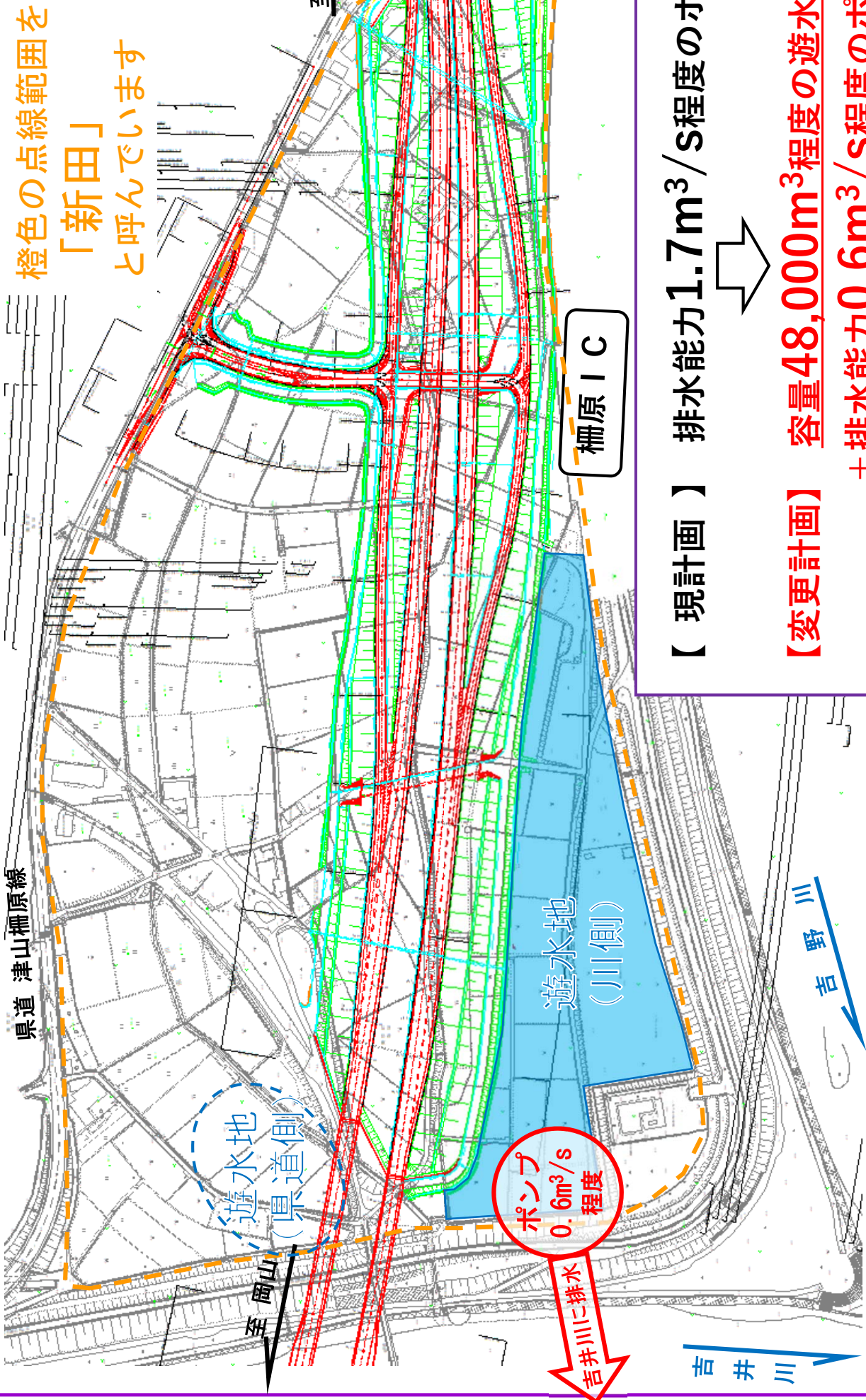
説明会の資料が必要な方は美咲町柵原総合支所地域振興課で次の期間において配布しますので、窓口へお越しください。なお、説明会の内容についてご質問がある方は下記までお問い合わせください。

<配布期間：令和4年12月12日(月)～令和5年1月31日(火) 8:30～17:00>

#### 【問い合わせ先】

- 岡山県美作県民局 建設部 美作岡山間道路建設班(勝英地域事務所)  
担当者：辻、内橋 (連絡先：0868-73-4072)
- 美咲町柵原総合支所 地域振興課  
担当者：牧野、鈴鹿 (連絡先：0868-62-1111)

# <内水対策変更計画の概要図>



橙色の点線範囲を  
「新田」  
と呼んでいます

【現計画】 排水能力1.7m<sup>3</sup>/s程度のポンプ



【変更計画】 容量48,000m<sup>3</sup>程度の遊水地  
+ 排水能力0.6m<sup>3</sup>/s程度のポンプ

※数値は概数であり、今後変更になることがあります。

## 県及び町への公開質問状に対する回答

「高規格道路をみんなで考える会」から令和4年4月21日付けで県に、同年5月12日付けで町に提出された公開質問状に対して回答します。

なお、これまでの質問・回答は、令和4年3月発行の美岡だより第73号をご覧ください。

### 【質問・回答】

質問：岡山県（美咲町）はポンプ設置により内水対応は可能と判断しているのであれば、停電等により「ポンプが作動しなかった」といった予測可能な要因で内水被害が拡大した場合、ポンプ対応可能と判断した岡山県（美咲町）に賠償責任はあると思いますが考えをおたずねします。

回答： 仮に内水により被害が発生した場合、様々な要因が想定されるため、一概に県や町の賠償責任の有無をお答えすることはできません。

ただし、内水対策につきましては、県及び町は、令和3年9月の説明会でお示した現計画（ポンプによる内水対策）に対するご意見を踏まえ、住民の皆様により安心いただける計画となるよう検討を進めてまいりました。

このたび、令和4年11月26日に内水対策説明会を実施し、ポンプと遊水地を併せて整備する計画を新たに提案いたしました。この計画案は、現計画に比べ、万一のポンプ機能停止時のリスクを大幅に軽減するものであり、飯岡地区及び地権者の皆様のご理解が得られれば、計画を変更したいと考えております。

令和4年4月21日に「高規格道路をみんなで考える会」から県及び町へ提出された公開質問状です。

令和4年4月21日

岡山県知事

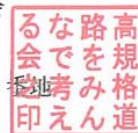
伊原木 隆太 様

高規格道路をみんなで考える会

会長 延原 悟

住所 岡山県久米郡美咲町飯岡 805

電話 086-954-0265



### 公開質問状

岡山県と美咲町の今までの回答は、私たちの質問の趣旨から論点を外したきわめて不誠実なものでした。改めて質問します。誠実なご回答をお願いします。

前回までの質問と回答の経過経緯を2ページ目に記載します。

質問 岡山県はポンプ設置により内水対応は可能と判断しているのであれば、停電等により「ポンプが作動しなかった」といった予測可能な要因で内水被害が拡大した場合、ポンプ対応可能と判断した岡山県に賠償責任はあると思いますが考えをおたずねします。

私たちは下記の参考資料内にある「損害賠償請求の形になっているが、二度とこういうことが起こらない」というように地元住民の生命や財産が危険増になる公共工事は行ってはならないと思って声を上げているので無茶を言っているのではありません、伊原木県知事においてはどうか私たちの気持ちをご理解願います。

県へ提出された公開質問状の1ページ目の一部を抜粋して掲載しております。